スライド請求はお気軽に！
特に単品スライドがお得になりました！

長野県建設部
建設政策課技術管理室

残工期が２ヶ月以上あるすべての工事が対象！
　インフレスライドは**速やかに**（残工事量が多いほどお得！）
　単品スライドは**いつでも**ご請求ください！

請求は**意外と簡単！**
　特に**インフレスライドは請求のみ**です！
　　※ 出来形がある場合は残工事量の確認が必要です。

単品スライドの**新たな運用ルール**　※令和4年6月27日以降請求案件
　１）**実際の購入価格で変更**することが可能！（証明書類を提出してください）
　２）**鋼橋上部工も変更**することが可能！（購入時期を証明してください）

ペナルティー無し！
　請求後、対象工事費の１％を超えず、**スライドの適用にならなくても問題ありません！**
　　※ 対象工事費：インフレの場合は残工事費・単品の場合は最終請負代金額

会社から請求可能！ 現場の負担軽減！
　ただし、現場と対象材料･数量等をご確認ください。

【単品スライド具体例（舗装工事）】対象工事費＝ 36,190千円、1,231千円アスファルト類の価格上昇
　1,231千円 － 36,190千円 × 0.01 ＝ **869.1千円（増額）**　※この場合の対象工事費とは最終請負代金額です。

インフレスライド条項（契約書第２６条第６項）

※インフレスライドは請求のみ！　資材、労務単価等が対象

長野県建設部
建設政策課技術管理室

様式１-１

［受注者からの請求］

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注機関の長　様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 名　　印

工事請負契約書第 26 条第６項に基づく請負代金額の変更について（請求）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇工事　（〇）〇〇〇〇線　〇〇市〇〇については、賃金等の変動により、工事請負契約書第 26 条第６項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1　請負代金額　＿＿＿＿＿＿円

2　工　　期　令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

3　希望基準日　令和〇〇年〇〇月〇〇日

4　概算残工事請負代金額　＿＿＿＿＿＿円
概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

5　スライド変更請求概算額　＿＿＿＿＿＿円

※今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

別紙１

インフレスライド条項適用に伴う実施フロー

期限等	手続き項目	様式	備　考
	請求日	別紙 様式 1-1 様式 2-2	受注者又は発注者から請求
7 日以内※1	スライド額協議開始日の通知	別紙 様式 2	発注者から受注者に通知
14 日以内※2	基準日		
	・出来高確認 ・残工事量算定 ・スライド額（案）算定		
	スライド額協議開始		
14 日以内※1	スライド額確定	別紙 様式 3-1 様式 3-2	受発注者で協議書取り交わし
	スライド変更契約		精算変更時点で行うことができる。
	工期末		

2ヶ月以上※2

※１　契約書で規定
※２　本マニュアルで規定

検索！

詳しくは、マニュアル等ご確認の上、発注機関にご協議ください。→

長野県 新たな設計労務単価

単品スライド条項（契約書第２６条第５項）

※部分払いを行った出来形部分を除く<u>すべての資材が対象</u>

長野県建設部
建設政策課技術管理室

単品スライド請求の
スケジュール（イメージ）

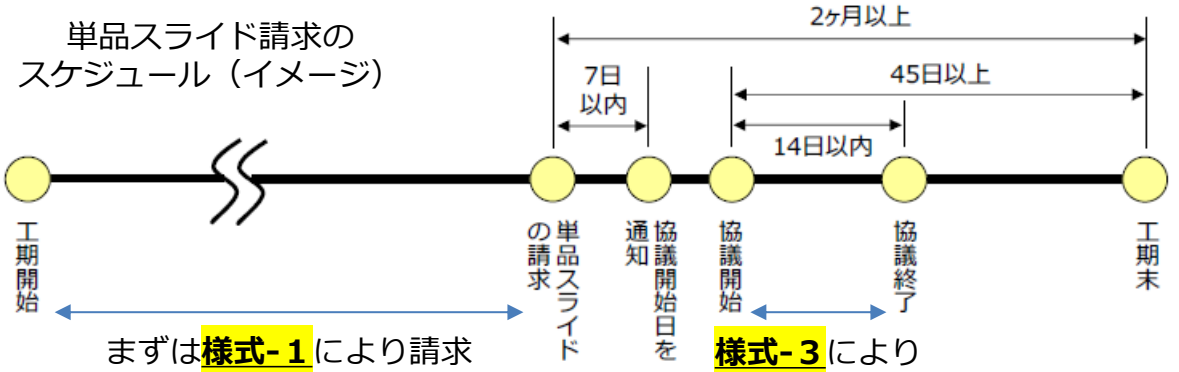

まずは**<u>様式-１</u>**により請求

<u>様式-３</u>により
スライド額協議開始

様式-１

令和　　年　　月　　日

○○事務所長　様

受注者
代表者
住　所
氏　名

×○×○×工事に係る
工事請負契約書第２６条第５項に基づく請負代金額の変更請求について

標記について、令和　　年　　月　　日付け契約締結した標記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、契約書第２６条第５項に基づき請負代金額の変更を下記の通り請求します。

記

1 工事名　　×○×○×工事

2 請負代金額　　￥

3 工　期　　令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

4 請求する主要品目名・材料名
【請求する工事材料を具体的に記載】

5 変更請求概算額

※請求の際には、変更請求概算額およびその概算額計算書を作成し、提出すること。
なお、今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。

様式-１-１

様式1－1
令和○○年○月○○日

請負代金額変更請求額概算計算書

受　注　者
商号又は名称
代表者氏名

単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

記

数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備　考
100	10,000	1,000,000	11,000	1,100,000	R○年○月	100,000	
100	10,000	1,000,000	12,000	1,200,000	R○年○月	200,000	
200		2,000,000		2,300,000		300,000	R○年○月 計
200		2,000,000		2,300,000		300,000	○鋼合計
200		2,000,000		2,300,000		300,000	
						300,000	
						300,000	

※設計数量と**<u>概算</u>**購入単価・数量等により対象品目の増額分が請負代金額の**<u>１％</u>**を超えることをご確認ください。

様式-３

令和○○年○月○○日

請負代金額変更請求額計算書

発注者
○○事務所長　様

受　注　者
商号又は名称
代表者氏名

単品スライド条項に伴う請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工事名

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備　考
記載例										
○鋼	○	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	R○年○月	○○,○○○	
○鋼	○	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	R○年○月	○○,○○○	
			○○○.○	○○,○○○	○,○○○,○○○	○○,○○○	○,○○○,○○○		○,○○○,○○○	R○年○月 計
○鋼 計	○	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○		○,○○○,○○○	○鋼合計
鋼材類 合計					○,○○○,○○○		○,○○○,○○○		○,○○○,○○○	
変動額									○,○○○,○○○	
単品スライド請求額									○,○○○,○○○	

※**<u>精算変更後</u>**、<u>納品書等</u>を添付の上、実際の購入単価・数量等によりご協議ください。

納品書(例)

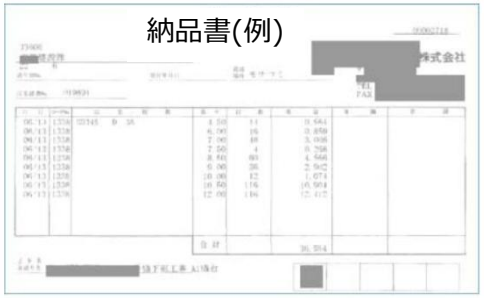

請求書(例)

※上記請求書は生コンの例ですが現場毎の数量が確認できれば**<u>伝票全数は不要</u>**です。
※購入先から発行されない書類がある場合は、<u>必要事項が証明できれば良い</u>ため、発注機関にご相談ください。

検索！

<u>詳しくは、マニュアル等ご確認の上、発注機関にご協議ください。→</u>

長野県 単品スライド

インフレスライドと単品スライドの適用にあたっての概略フローイメージ

長野県建設部

残工事量

多い

少ない

インフレスライド

・スライド対象
　基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等

・受注者負担
　残工事量の1%
　（労務費＋資材の品目の合計）

単品スライド

・スライド対象
　部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材

・受注者負担
　請負代金の1%（資材の品目毎）

単品スライド

インフレスライドと単品スライドとの併用も可能

特例措置とインフレスライドの適用フロー（R4の場合）

長野県建設部

新労務単価の適用

令和4年3月1日以降に契約

令和4年2月28日以前に契約

特例措置

・措置の対象
　旧労務単価を新労務単価に置き換える
・受注者負担
　なし

インフレスライド

・スライド対象
　基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
・受注者負担
　残工事量の1%
　（労務費＋資材の品目の合計）

特例措置の発出により工期到来前の既契約工事もインフレスライドの適用が可能となる

インフレスライドはスピードが肝心！

長野県建設部

インフレスライド（工事請負契約書第２６条第６項）【計算例】

※ 出来形の進捗が均等と仮定した場合

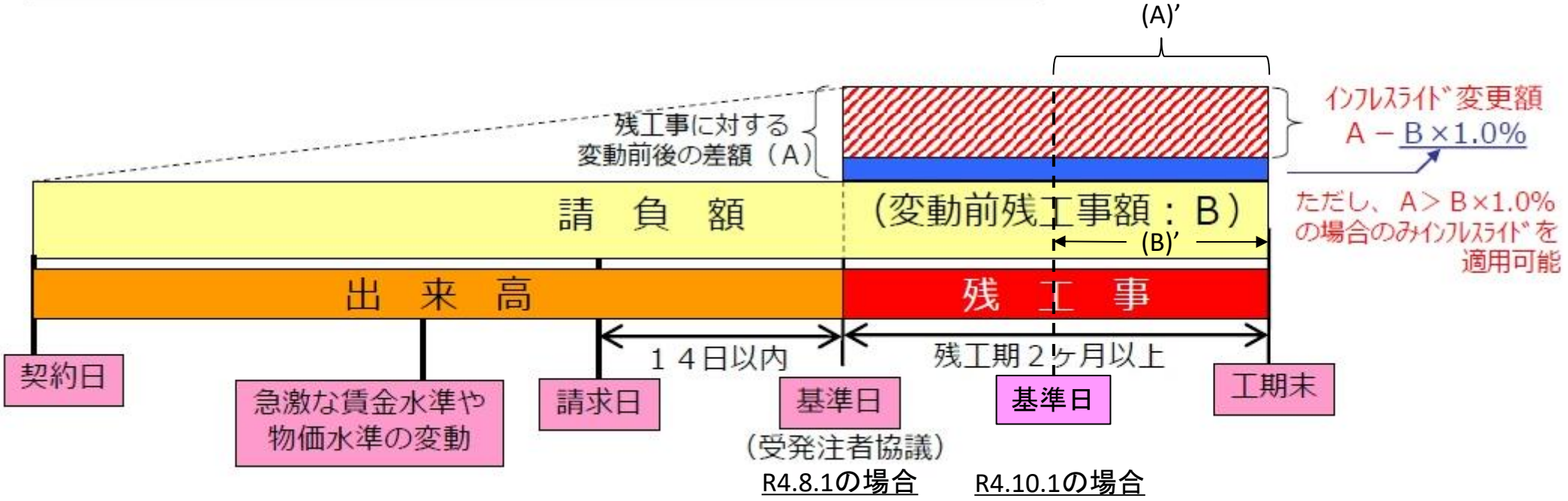

【基準日R4.8.1の場合】
A:100万円
B:5000万円
インフレスライド変更額
100万円 － 5000万円 × 1.0% = **50万円**

早い！
お得！

>>

【基準日R4.10.1の場合】
A’:50万円
B’:2500万円
インフレスライド変更額
50万円 － 2500万円 × 1.0% = **25万円**

2ヶ月経過で
半額に！？

資材の価格の著しい変動に伴う請負代金額の適切な変更

長野県建設部

単品スライド（第26条第5項）

対象（A）	対象外（既済部分）
・変動額が対象工事費の1%を超える工事材料 （対象工事費＝請負代金額 － 既済部分請負代金額）	・部分払完了部分（※1） ・部分引渡し完了部分

※１　部分払検査請求時に単品スライド条項の適用対象とすることを要請し、部分払検査結果通知に適用対象と記載があった場合は、対象とすることができます。

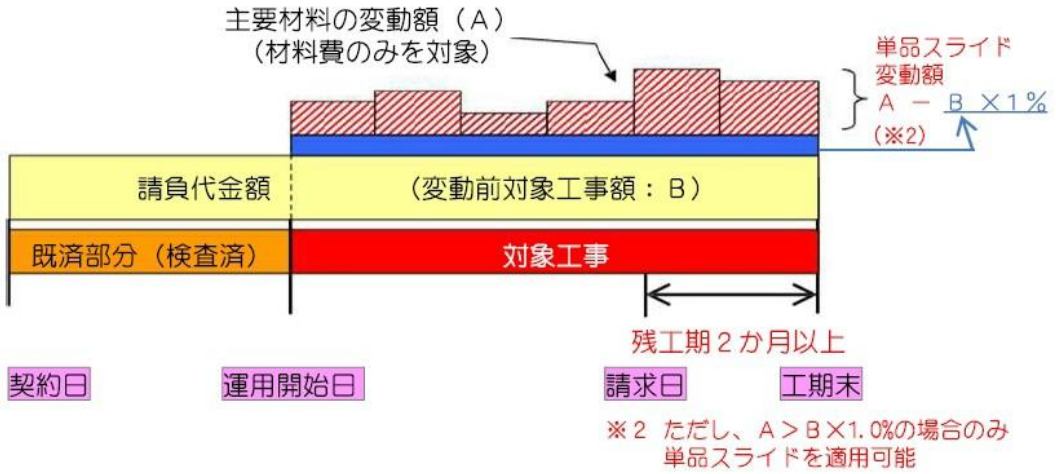

スライド額（変更額）
＝Aの変動額 － 対象工事費 × 1%

・工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の１％を超えるかどうかを判定してください。
・その他材料の分類については発注担当課に相談してください。
・対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類（納品書、請求書など）を提出する必要があります。
※「既済部分」が無い場合は、全体が対象工事になります。

急激な物価変動に伴う請負代金額の適切な変更

長野県建設部

インフレスライド（第26条第6項）

対象（A）	対象外
・基準日（※1）以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する工事材料	・基準日時点で施工済み部分 ・基準日時点で現場搬入済み工事材料 **発注者が出来高数量を確認します。**

※１　基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

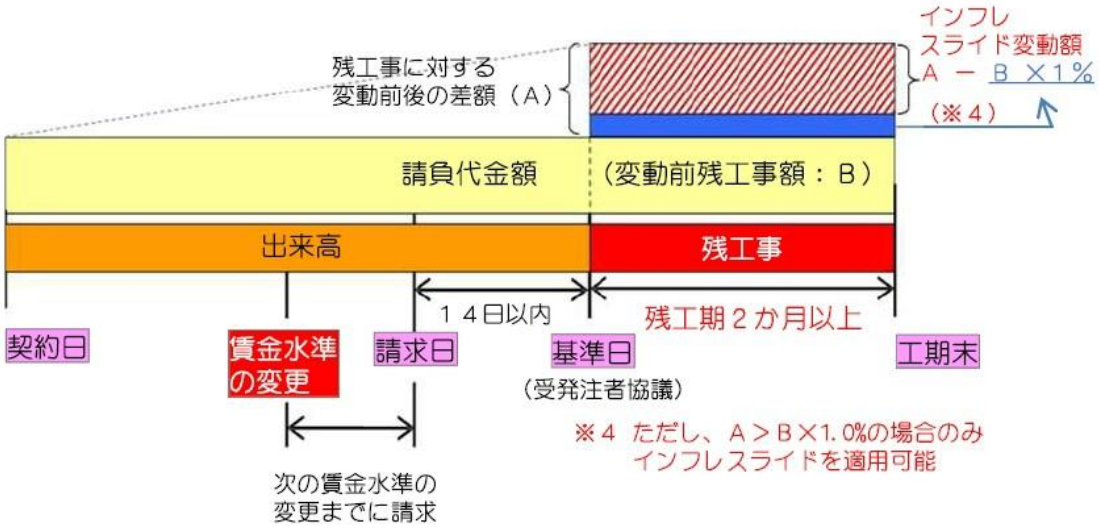

スライド額（変更額）
＝Aの変動額（※2） － Aの契約時点の残工事金額（※3） × 1%

※２　変動額　：基準日時点の工事金額 － 契約日時点の工事金額
※３　工事金額：官積算による工事価格 × 落札率

・協議の請求は、長野県実施設計単価（設計労務単価等、材料単価）が改定した日以降に行うことができます。
・全体スライド、単品スライドとの併用も可能です。
・インフレスライド適用後に長野県実施設計単価が改定された場合は、再度請求することができます。

長期にわたる比較的緩やかな物価変動に伴う請負代金額の適切な変更

長野県建設部

全体スライド（第26条第1項～第4項）

対象（A）	対象外
・基準日（※1）以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する工事材料	・基準日時点で施工済み部分 ・基準日時点で現場搬入済み工事材料 **発注者が出来高数量を確認します。**

※１　基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

スライド額（変更額）
＝Aの変動額（※2） － Aの契約時点の残工事金額（※3） × 1.5％

※２　変動額　：基準日時点の工事金額 － 契約日時点の工事金額
※３　工事金額：官積算による工事価格 × 落札率

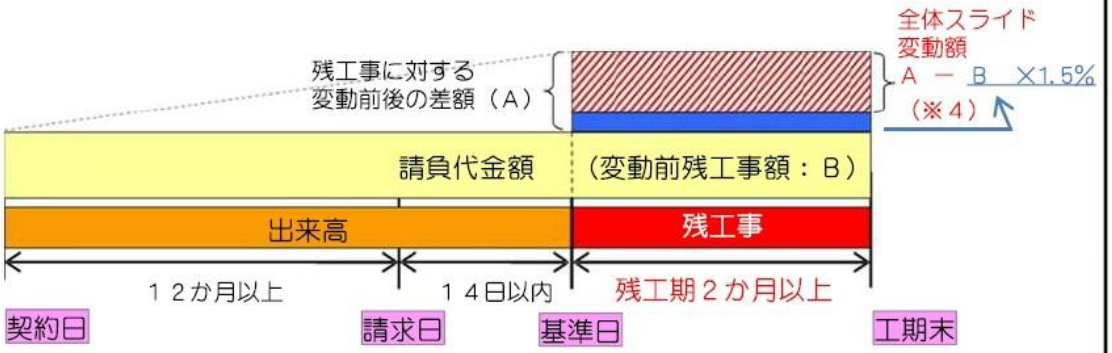

※４　ただし、A＞B×1.5%の場合のみ
全体スライドを適用可能

・インフレスライド、単品スライドとの併用も可能です。
・全体スライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。

全体・インフレスライドと単品スライドの併用について

長野県建設部

対象となる品目の判断と請負代金額について

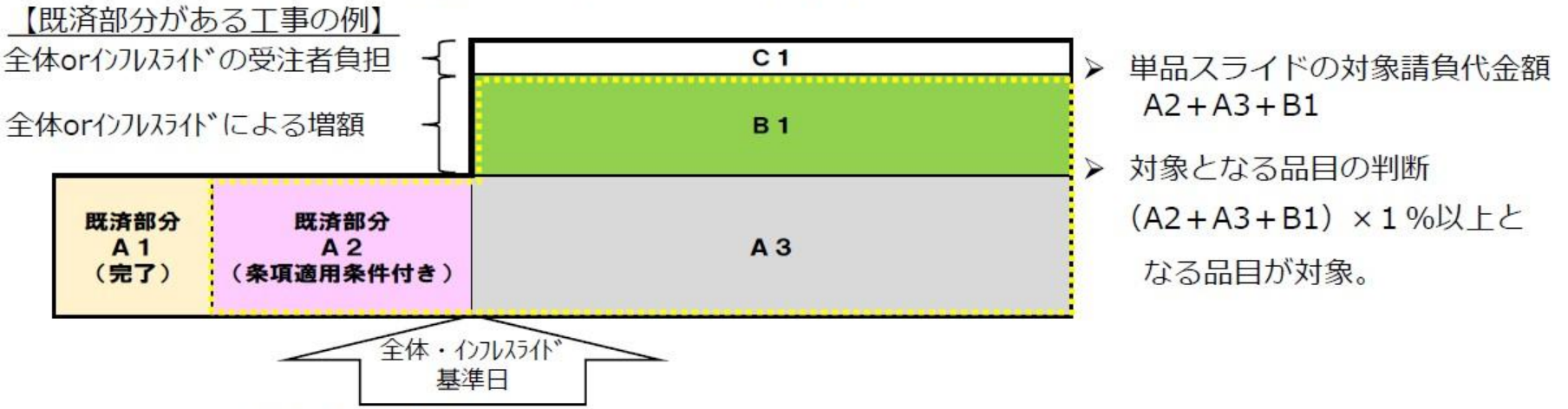

- 単品スライドの対象請負代金額
  A2＋A3＋B1
- 対象となる品目の判断
  （A2＋A3＋B1）×１％以上となる品目が対象。

受注者負担について

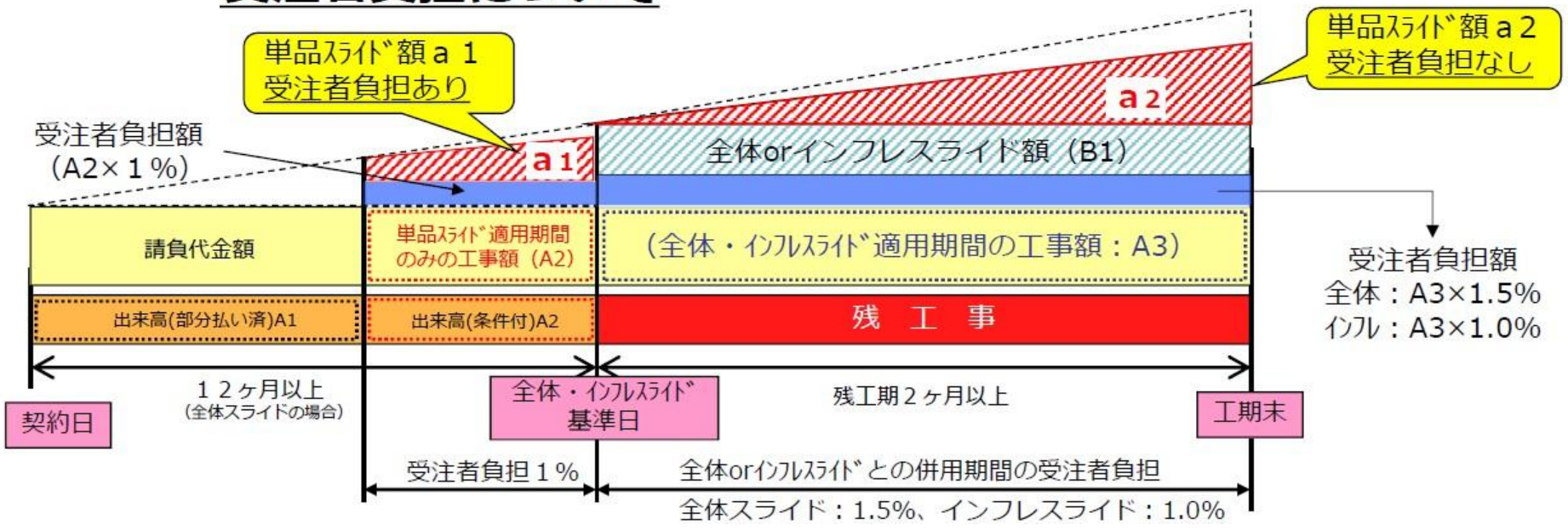

全体・インフレスライドと単品スライドの併用（請負代金額・受注者負担の例）

長野県建設部

（全体イメージ）

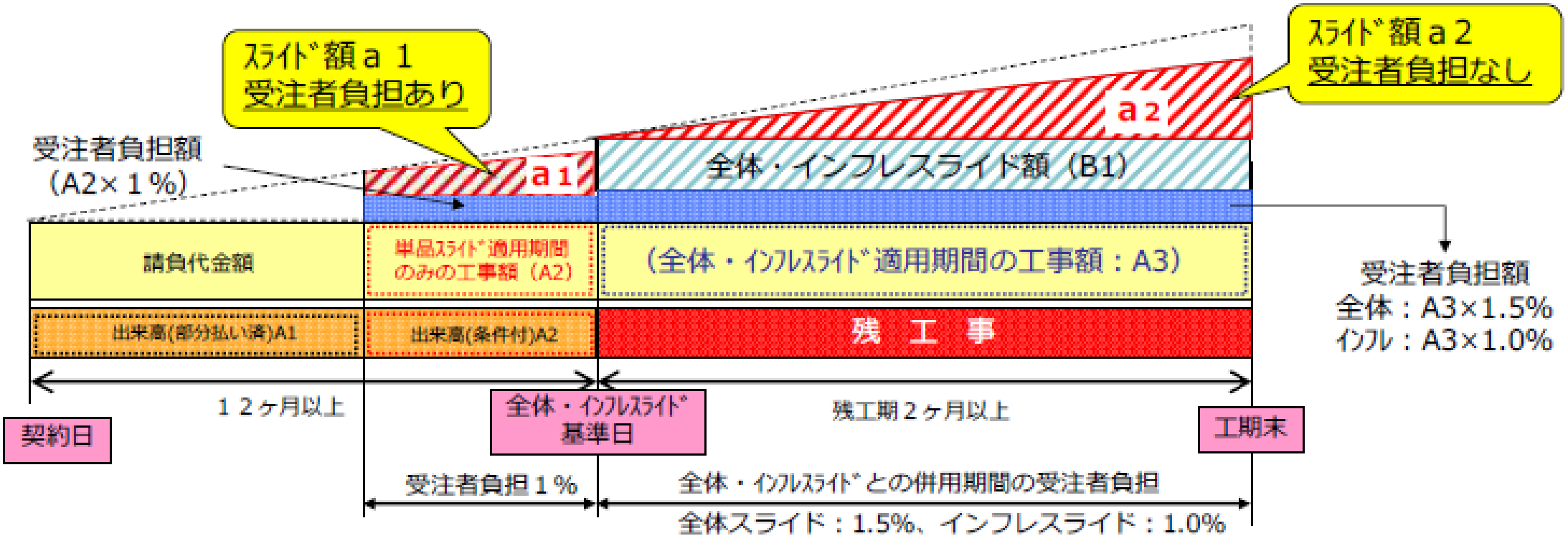

注）１－４のとおり、単品スライド条項の請負代金額は、最終的な全体工事費から、
部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。

スライド条項について（契約約款第26条）（簡略版）

長野県建設部

価格変動が…　・通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
・通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項 目		全体スライド （契約書第26条第1項から第4項）	単品スライド （契約書第26条第5項）	インフレスライド （デフレスライド） （契約書第26条第6項）
対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 （比較的大規模な工事）	すべての工事 （工期が2カ月以上残っている工事）	すべての工事 （工期が2カ月以上残っている工事）
条項の趣旨		比較的穏やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材（※）価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く特定の資材（※）（鋼材類、燃料油類、コンクリート類、アスファルト類等）	賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の1．5％	対象工事費の1．0％	残工事費の1．0％
	再スライド	可能	なし	可能

※特定の資材：対象工事費の1．0％を超える負担が生じる品目類のこと。

スライド条項について（契約約款第26条）

長野県建設部

価格変動が…　・通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担

・通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項　目		全体スライド （契約書第26条第１項から第４項）	単品スライド （契約書第26条第５項）	インフレスライド （デフレスライド） （契約書第26条第６項）
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が２か月以上ある工事 （比較的大規模な長期工事）	すべての工事	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が２ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的穏やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く特定の資材 （鋼材類、燃料油類等）	国からの通達に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の１．５％	対象工事費の１．０％ （但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の１．０％ （30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「１％」を採用。単品スライドと同様の考え）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	可能
これまでの事例		ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知 令和４年に運用通知	昭和49年に運用通知（第1次石油危機当時） 平成24年に東日本大震災被災三県に運用通知 平成26年に運用通知